

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2002-35342(P2002-35342A)

【公開日】平成14年2月5日(2002.2.5)

【出願番号】特願2000-220366(P2000-220366)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

|         |      |         |
|---------|------|---------|
| A 6 3 F | 7/02 | 3 2 6 B |
| A 6 3 F | 7/02 | 3 2 6 Z |

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月14日(2005.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の電気的遊技装置が配設され遊技球による遊技を提供する遊技領域を前面に備えた遊技盤と、

遊技者に払い出される遊技球を排出する球排出装置や遊技に関わる電気的遊技装置を制御する制御装置を備えた裏機構盤とを具備し、

上記遊技盤の裏面側に上記裏機構盤が設置されているとともに、上記裏機構盤には遊技球を通過させる球流路が設けられる一方、該球流路の背面側には遊技に必要な電圧又は信号を導く配線が配設された遊技機において、

上記球流路と上記配線との間に、両者間を伝わる電磁波を遮断する第1シールド手段を設け、

該第1シールド手段の背面側に、前記制御装置を取り付けるためであって、更に上記配線を案内して固定する配線案内部を有する制御装置取付ベース部材を備え、

該制御装置取付ベース部の背面側に、上記配線の電磁波を遮断するための第2シールド手段を設け、

該第2シールド手段の背面側に上記制御装置が配設されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するため、本発明は、複数の電気的遊技装置が配設され遊技球による遊技を提供する遊技領域を前面に備えた遊技盤と、遊技者に払い出される遊技球を排出する球排出装置や遊技に関わる電気的遊技装置を制御する制御装置を備えた裏機構盤とを具備し、上記遊技盤の裏面側に上記裏機構盤が設置されているとともに、上記裏機構盤には遊技球を通過させる球流路が設けられる一方、該球流路の背面側には遊技に必要な電圧又は信号を導く配線が配設された遊技機において、上記球流路と上記配線との間に、両者間を

伝わる電磁波を遮断する第1シールド手段を設け、該第1シールド手段の背面側に、前記制御装置を取り付けるためであつて、更に上記配線を案内して固定する配線案内部を有する制御装置取付ベース部材を備え、該制御装置取付ベース部の背面側に上記配線の電磁波を遮断するための第2シールド手段を設け、該第2シールド手段の背面側に上記制御装置が配設されている構成とした。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正 1 9】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正 2 0】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正 2 1】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 8】

しかし、この実施の形態の裏機構盤本体 2 2 によれば、回収槽 2 5 や集合槽 2 4 下部の背面に第 1 シールド手段 8 0 が介設されるとともに、その背面側に取付ベース部材 7 0 が取り付けられてその配線案内用凹部 7 5 … に配線が配されるので、集合槽 2 4 下部や回収槽 2 5 を流下する複数の遊技球が接触したり離れたりする際に発生される電磁ノイズが第 1 シールド手段 8 0 により遮断されて、該電磁ノイズが上記配線に乗ることを防止できる。